

新しい学校の学校名について

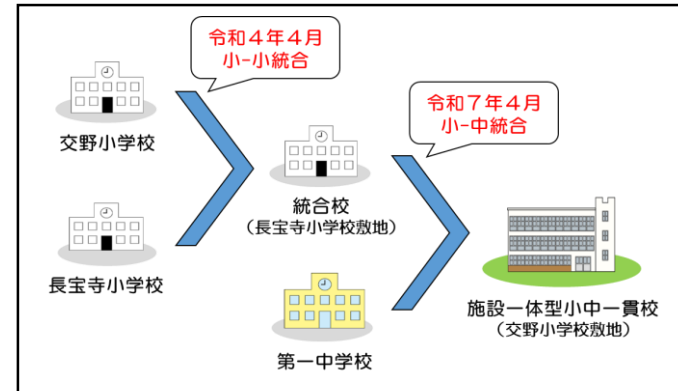
1. 新しい学校の学校名（候補名）について

以下の（１）、（２）の学校名（候補名）を検討していただきます。

- （１）令和４年度開校予定の
交野小学校と長宝寺小学校の統合校の名称

⇒ **交野市立〇〇小学校**

- （２）令和７年度までの開校予定の
施設一体型小中一貫校の名称



学校種別は夏頃に決まる見込み。

「小学校・中学校」または「義務教育学校」

【小学校・中学校】

交野市立〇〇小学校

交野市立 **〇〇** **又は** **△△** **中学校**

【義務教育学校】

交野市立〇〇義務教育学校

交野市立〇〇学園

交野市立〇〇小中学校

※（１）、（２）の学校名（〇〇の部分）は、**同じ名称**を使用したい。

R7年度 〇〇義務教育学校・学園・小中学校
〇〇小学校・【〇〇又は△△】中学校



R4年度 〇〇小学校

※R7の学校の学校種別が小学校・中学校の場合、
中学校のみ〇〇とは別の△△という名称も可能。

2. 学校種別と義務教育学校

義務教育期間の学校種別は、以下の３種類がある。

- （１）小学校（修業年限６年）
（２）中学校（修業年限３年）
（３）義務教育学校（修業年限９年）

平成２８年の学校教育法の改正により制度化

義務教育学校とは？

【目的】

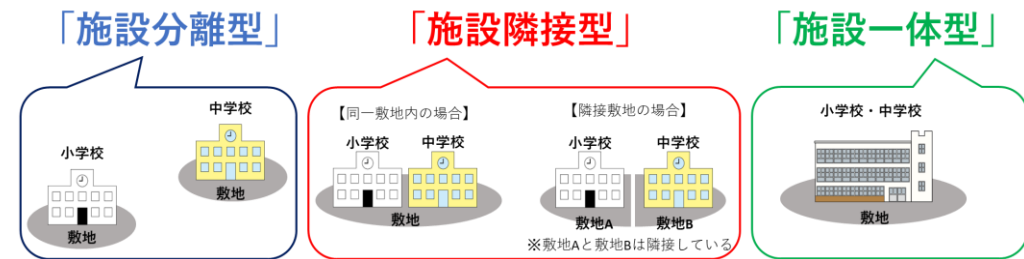
- 心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと（学校教育法第４９条の２関係）

【修業年限】

- 修業年限９年
（前期課程６年（小学校に相当）、後期課程３年（中学校に相当））

3. 施設一体型小中一貫校について

学校の施設形態は、以下の３種類がある。



小中一貫校とは？

「小中一貫校」は、小中一貫教育を実施する学校のこと。本市が使用している「小中一貫教育実践校」と同じ意味。学校種別を表す言葉ではない。

施設一体型小中一貫校

- 小学校と中学校が同一敷地・同一校舎にある
- 義務教育学校の場合でも、前期課程（小学校に相当）と後期課程（中学校に相当）を同一敷地・同一校舎で実施

小中一貫教育を実施する学校

※学校種別は未定（夏頃に決定予定）

※学校種別がどのように決まっても、施設一体型の校舎で、小中一貫教育を実施する方針は変わらない。

4. 施設一体型小中一貫校の他市町村の事例

- （１）学校種別：小学校、中学校（小中一貫教育実践校）

宇治市：黄檗学園（宇治市立宇治小学校、宇治市立黄檗中学校）

箕面市：彩都の丘学園（箕面市立彩都の丘小学校、箕面市立彩都の丘中学校）

- （２）学校種別：義務教育学校

守口市：守口市立さつき学園

八尾市：八尾市立高安小中学校

京都市：凌風学園 ※～H29 京都市立凌風小学校、京都市立凌風中学校

H30～ 京都市立凌風小中学校

※青文字は、学校の愛称。赤文字は、学校の正式名称。下線は〇〇に相当する。

※京都市の２校は平成３０年度から義務教育学校になった。

5. 交野が原学園について

平成２９年度に小中一貫教育の導入を決定した際に、小学校と中学校の連帯感を育成するために導入された、中学校区ごとの愛称のうち、第一中学校区の愛称が「**交野が原学園**」である。

学校名の検討に際しては、上の「４．」の事例のように、学校種別が**小学校・中学校**のときは、本市の取り組みと同様に連帯感をはぐくむため、愛称が用いられている場合が多い。

一方、学校種別が**義務教育学校**の場合は、上の「４．」の事例では、正式名称が〇〇学園の場合、愛称としての〇〇学園は使用されていない。

また、学校種別が義務教育学校でも、京都市の事例のように愛称が使用されている場合もある。